



海老名市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年8月7日

海老名市長

内 務 課



海老名市条例第24号

海老名市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

海老名市認可地縁団体印鑑条例（平成１２年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１１条中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

海老名市選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第4号の規定により次の者を選挙人名簿から抹消した。

1 抹消する者の数

公職選挙法第28条第4号該当者 2人

2 抹消した者の氏名、性別、生年月日及び住所

氏名	性別	生年月日	住所

令和8年8月7日

海老名市選挙管理委員会

委員長 永江次夫



※詳細は掲示場で確認してください。